

我が国における海洋安全保障への取り組みと今後の課題

—第 2 期海洋基本計画の評価を機縁として—

笹川平和財団海洋政策研究所

研究員 小森 雄太

1. はじめに

2007 年 4 月 27 日に制定された海洋基本法は、「地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献すること」（第 1 条）を目的としている。

この目的を達成するために、海洋基本法は「政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。」（第 16 条第 1 項）と規定し、具体的な内容として、「海洋に関する施策についての基本的な方針」や「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を挙げている（第 16 条第 2 項）。また、「内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。」（第 16 条第 3 項）と規定するとともに、「内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、海洋基本計画を公表しなければならない。」（第 16 条第 4 項）と規定し、政府全体として積極的に実施することも規定している。

そして、「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。」（第 16 条第 5 項）と規定するとともに、「政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（第 16 条第 7 項）と規定し、時代の変化に対応した計画であるための取り組みを政府に義務付けている。

本稿は、現行の海洋基本計画（以下「第 2 期海洋基本計画」とする）が 2013 年 4 月の改

訂からまもなく 5 年を迎え、海洋基本法に規定されている改訂時期が差し迫っていることを踏まえ、第 2 期海洋基本計画が策定された 2013 年 4 月以降に実施された施策について、政府が毎年発表している「海洋の状況及び海洋に関して講じた施策（以下「年次報告」とする）をもとに概観するとともに、笹川平和財団海洋政策研究所が 2017 年 1 月に実施した第 2 期海洋基本計画評価作業の報告（以下「評価作業報告」とする）をもとに検討を行い、第 2 期海洋基本計画における海洋安全保障に関する取り組み状況を考察し、第 3 期海洋基本計画の策定に向けた課題と展望を考察する¹。

2. 第 2 期海洋基本計画における海洋安全保障

2-1. 第 2 期海洋基本計画の概要

海洋基本法における規定を踏まえ、2008 年 3 月に策定されたのが海洋基本計画（以下「第 1 期海洋基本計画」とする）である。第 1 期海洋基本計画は、総論において、「海洋と我々の関わり」や「我が国の海洋政策推進体制」、「本計画における政策目標及び計画期間」を明示するとともに、第 1 部（海洋に関する施策についての基本的な方針）において、「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」や「海洋の安全の確保」、「科学的知見の充実」、「海洋産業の健全な発展」、「海洋の総合的管理」、「海洋に関する国際的協調」という基本方針を掲げている。また、第 2 部（海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）において、政府が具体的に実施すべき施策として、「1 海洋資源の開発及び利用の推進」、「2 海洋環境の保全等」、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」、「4 海上輸送の確保」、「5 海洋の安全の確保」、「6 海洋調査の推進」、「7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」、「8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」、「9 沿岸域の総合的管理」、「10 離島の保全等」、「11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」、「12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」を挙げるとともに、第 3 部（海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要なその他の事項）において、海洋政策を実施するために必要な取り組みとして、「1 海洋に関する施策の効果的な実施」や「2 関係者の責務及び相互の連携・協力」、「3 施策に関する情報の積極的な公表」を挙げている。

第 1 期海洋基本計画は、策定から約 4 年を経た 2012 年頃から改定に向けた検討が行われ、

¹ 第 2 期海洋基本計画に基づく取り組みに対する評価について、日本沿岸域学会が学会誌『沿岸域学会誌』第 29 巻第 4 号において、「海洋基本計画の改訂に向けて」と題した特集論文を掲載し、多様な視点からの現計画の評価と次期計画に向けた提言や論点を提示している。また、日本海洋政策学会が設置した課題研究グループ（研究課題名：旧新海洋基本計画および各年次報告の内容に関する研究―国により講じられた海洋関連施策の多面的検討―）においても、年次報告を基に有識者による評価作業が実施され、その成果に基づく政策提言が 2017 年 7 月 11 日に発表されている。日本海洋政策学会課題研究「新旧海洋基本計画および年次報告に関する研究」グループ「第 3 期海洋基本計画の策定に関する提言」<http://oceanpolicy.jp/jsop/1top/201707-sinnkyuukihonkeikaku-teigen.pdf>（2017 年 7 月 31 日検索）。

民間団体からの政策提言等も多数発表された²。政府においても、内閣官房の総合海洋政策本部に「海洋に関する施策に係る重要事項を審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる。」

(総合海洋政策本部令第1条第2項) ことを目的として、「優れた識見を有する者」(同令第1条第4項) から構成される参与会議を設置し、第2期海洋基本計画策定に向けた検討を実施した。検討の結果については、「新たな海洋基本計画の策定に向けての意見」として取りまとめられ、2012年11月27日に当時の野田佳彦内閣総理大臣に提出された。

これらの知見に加え、2008年3月に閣議決定された第1期海洋基本計画の実施状況、「東日本大震災等を踏まえたエネルギー戦略の見直しや防災対策強化の動き」や「海洋の開発・利用への期待の高まり」、「海洋権益保全等をめぐる国際情勢の変化」、「その他社会情勢等の変化」をはじめとする「海洋をめぐる社会情勢等の変化」を踏まえ、2013年4月に閣議決定されたのが第2期海洋基本計画である。

第2期海洋基本計画は、総論と第1部から第3部までの構成となっており、総論においては、「国際協調と国際社会への貢献」や「海洋の開発・利用による富と繁栄」、「『海に守られた国』から『海を守る国』へ」、「未踏のフロンティアへの挑戦」といった「海洋立国日本の目指すべき姿」や「海洋基本計画策定の意義」が述べられている。また、第1部においては、本計画を含む「海洋に関する施策についての基本的な方針」として、「海洋政策をめぐる現状と課題」や「本計画において重点的に推進すべき取組」、「本計画における施策の方向性」が規定され、第2部においては、「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、「1 海洋資源の開発及び利用の推進」や「2 海洋環境の保全等」、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」、「4 海上輸送の確保」、「5 海洋の安全の確保」、「6 海洋調査の推進」、「7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」、「8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」、「9 沿岸域の総合的管理」、「10 離島の保全等」、「11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」、「12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」が第1期海洋基本計画と同様に規定されている。そして、第3部においては、「海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」として、「1 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し」や「2 関係者の責務及び相互の連携」、「3 施策に関する情報の積極的な公表」が規定されている。

² 第1期海洋基本計画の改定に際し、発表された政策提言等としては、海洋基本法戦略研究会「次期海洋基本計画に盛り込むべき施策の重要事項に関する提言」(2012年8月31日)や国土交通省海洋政策懇談会「国土交通省海洋政策懇談会報告書―真の海洋国家を目指して―」(2012年3月)、文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会「次期海洋基本計画策定に向けた検討(中間まとめ)―海洋の持続的利用に向けた海洋フロンティア開拓戦略」(2012年8月23日)、日本経済団体連合会「新たな海洋基本計画に向けた提言」(2012年7月)、東京大学政策ビジョン研究センター及び同海洋アライアンス「海洋基本計画の見直しに向けた提言」(2012年9月13日)などが挙げられる。原井直子(2013年3月)「我が国の海洋基本計画の見直し」国立国会図書館調査及び立法考査局『海洋開発をめぐる諸相(科学技術に関する調査プロジェクト調査報告書)』所収27-51頁。

2-2. 第2期海洋基本計画における海洋安全保障と策定後の取り組み

前述のような構成となっている第2期海洋基本計画において、海洋安全保障に関する規定と考えられるのは、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」、「5 海洋の安全の確保」及び「10 離島の保全等」である。これらの事項について、第2期海洋基本計画においては、それぞれ下記のように規定している【表1】。

【表1】第2期海洋基本計画における海洋安全保障に関する取り組みの規定

3 排他的経済水域等の開発等の推進

- ・我が国の大陸棚延長申請に対する大陸棚限界委員会の勧告を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう努力するなど、延長大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進
- ・排他的経済水域等について、我が国と外国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題が生じているため、これらの問題への対応及び問題の根本的解決について、排他的経済水域等における我が国の権益を確保すべく、国際法に基づいた解決を追求
- ・海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定、当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める

5 海洋の安全の確保

- ・我が国周辺海域における広域的な常時監視体制、遠方・重大事案への対応体制を強化
- ・巡視船艇、艦艇、航空機等の計画的な整備、要員の確保、自衛隊と海保との連携を強化
- ・沿岸、離島の治安・安全確保のための連携体制を構築
- ・ソマリア沖・アデン湾での海賊対策を継続、日本籍船への小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置について、その取組を推進

10 離島の保全等

- ・離島における排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全や領海を根拠付ける離島の名称付与を実施
- ・重要な離島及びその周辺海域における情報収集、監視・警戒を強化し、島嶼部及び周辺海域の安全確保に関する体制を整備
- ・我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島（いわゆる「国境離島」）について、その保全、管理及び振興に関する特別の措置について検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる
- ・離島航路、離島航空路の安定的な確保維持を支援、安全かつ安定的な輸送の確保のための離島ターミナルの整備を推進
- ・離島等における医療を確保するため、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制を整備
- ・地域の創意工夫をいかした振興を図るため、離島特区制度について総合的に検討

（出典：「海洋基本計画の概要（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/130426gaiyou.pdf>）」より抜粋）

上記のような第2期海洋基本計画における規定を具体化するために、第2期海洋基本計画が策定された2013年4月以降、下記の取り組みが実施されている【表2】。

【表2】年次報告における海洋安全保障に関する事項の記述（平成26年度～平成29年度）

「3 排他的経済水域等の開発等の推進」に関する年次報告における記述

【平成26年度】	【平成27年度】	【平成28年度】	【平成29年度】
(1) 排他的経済水域等の確保・保全等	(1) 排他的経済水域等の確保・保全等	(1) 排他的経済水域等の確保・保全等	(1) 排他的経済水域等の確保・保全等

<p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。</p>	<p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成 26 年 7 月 4 日に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ島島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令）を同年 9 月 9 日に閣議決定し、同年 10 月 1 日に施行しました。（内閣官房、外務省、国交省）</p>	<p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成 26 年 7 月に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ島島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令）を同年 9 月に閣議決定し、同年 10 月に施行しました。小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を行っており、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、平成 27 年 5 月、山谷海洋政策担当大臣（当時）から国連副事務総長に対し、大陸棚限界委員会の事務局としての協力を要請するなど、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。さらに、平成 28 年 2 月には外務省が第 2 回海洋法に関する国際シンポジウム「海洋資源の国際法」を主催し、その中で大陸棚延長に関連した法的問題を取り上げました。また、3 月には、我が国の国際法学者の研究グループにより、勧告先送りの法的問題をテーマとした国際シンポジウムが開催されました。（第 1 部 13 参照）（内閣官房、外務省、国交省等）</p>	<p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成 26 年 7 月に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ島島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令）を同年 9 月に閣議決定し、同年 10 月に施行しました。小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を行っており、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、平成 27 年 5 月、山谷海洋政策担当大臣（当時）から国連副事務総長に対し、大陸棚限界委員会の事務局としての協力を要請するなど、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。（内閣官房、外務省、国交省等）</p>
<p>○平成 24 年 12 月、中国及び韓国は、「大陸棚の限界に関する委員会」に九州薩摩半島沖から沖縄本島北方沖永良部島沖までの沖縄トラフを南東の限界とする大陸棚の延長申請を、それぞれ行いました。東シナ海においては、日中及び日韓双方のそれぞれの領海基線間の距離は 400 海里未満であり、双方の 200 海里までの大陸棚が重なり合う部分について、日中及び日韓間の合意により境界を画定する必要があります。同委員会の手続規則では、境界画定の問題がある海域での申請は、全ての関係国の事前の同意がなければ検討できないことに</p>			

<p>なっています。我が国はこのよう な同意を与えておらず、同委員 会に対して中国及び韓国の申 請を検討しないよう要請する 口上書を中国及び韓国の申 請の直後に相次いで発出しま した。平成 25 年 8 月の同委員 会の全体会で、同委員会は、 我が国の口上書を踏まえ中国 及び韓国の申請に対する検討 の延期を決定しました。</p>			
<p>○東シナ海資源開発について は、平成 20 年 6 月の合意後、 各種ハイレベル会談等で中国 側に対し、合意を実施に移す べく、国際約束締結に向けた交 渉の実施を働きかけてきました。 この結果、平成 22 年 7 月、東 京において、第 1 回東シナ海資 源開発に関する国際約束締結 交渉が開催されましたが、尖 閣諸島周辺領海内における海上 保安庁巡視船への中国漁船に よる衝突事件後、中国側が一 方的に同交渉の延期を表明し て以来、進展が得られておら ず、中国側による一方的な開 発行為は認められないとして、 平成 20 年 6 月の合意の早期 実施を強く求めています。</p>	<p>○東シナ海資源開発について は、平成 20 年 6 月の合意後、 各種ハイレベル会談等で中国 側に対し、合意を実施に移す べく、国際約束締結に向けた交 渉の実施を働きかけてきました。 この結果、平成 22 年 7 月、東 京において、第 1 回東シナ海資 源開発に関する国際約束締結 交渉が開催されましたが、尖 閣諸島周辺領海内における海上 保安庁巡視船への中国漁船に よる衝突事件後、中国側が一 方的に同交渉の延期を表明し て以来、進展が得られておら ず、中国に対しては、一方的 な開発を行わないよう求め るとともに、平成 20 年 6 月 の合意の早期実施を強く求 めています。(外務省)</p>	<p>○東シナ海資源開発について は、平成 20 年 6 月の合意後、 各種ハイレベル会談等で中国 側に対し、合意を実施に移す べく、国際約束締結に向けた交 渉の実施を働きかけてきました。 この結果、平成 22 年 7 月、東 京において、第 1 回東シナ海資 源開発に関する国際約束締結 交渉が開催されましたが、中 国側が一方的に同交渉の延 期を表明して以来、同交渉は 再開していません。中国に対 しては、一方的な開発を行わ ないよう求めるとともに、平 成 20 年 6 月の合意の早期 実施を強く求めています。(外 務省)</p>	<p>○東シナ海資源開発について は、日中間の協力に関する平 成 20 年 6 月の合意後、各種 ハイレベル会談等を含め、中 国側に対し、合意を実施に移 すべく、国際約束締結に向け た交渉の実施を働きかけてき ました。この結果、平成 22 年 7 月、東京において、第 1 回 東シナ海資源開発に関する 国際約束締結交渉が開催され ましたが、中国側が一方的に 同交渉の延期を表明して以 来、同交渉は再開していません。 中国に対しては、一方的な開 発を行わないよう求めると ともに、平成 20 年 6 月の合 意の早期実施を強く求めて います。(外務省)</p>
<p>○我が国の排他的経済水域等 における鉱物の探査について、 主権的権利等を適切に行使し ていく観点から「鉱業法の一部 を改正する等の法律(平成 23 年法律第 84 号)」が平成 23 年 7 月 22 日に公布され、平成 24 年 1 月 21 日から施行され、探 査規制の執行は関係省庁間で 連携を図りながら適切に実施 されていますが、これまでのと ころ、違反事実は認められて いません。</p>	<p>○我が国の排他的経済水域等 における鉱物の探査について、 主権的権利等を適切に行使し ていく観点から「鉱業法の一部 を改正する等の法律(平成 23 年法律第 84 号)」が平成 23 年 7 月に公布され、平成 24 年 1 月から施行され、探査規制の 執行は関係省庁間で連携を 図りながら適切に実施されて いますが、平成 26 年度末時点 で、違反事実は認められて いません。(内閣官房、外務 省、経産省、国交省)</p>	<p>○我が国の排他的経済水域等 において、我が国の同意を得 ない調査活動は平成 26 年は 15 件であったところ、平成 27 年は 28 件と増加してい ます。海上保安庁の巡視船・ 航空機により中止要求等 を実施するとともに、外交 ルートを通じた抗議等、関 係省庁が連携して的確に対 処しています。(内閣官房、 外務省、経産省、国交省)</p>	<p>○我が国の排他的経済水域等 における我が国の同意を得 ない調査活動等が、平成 28 年度には 19 件確認されて います。海上保安庁の巡視 船・航空機により中止要 求等を実施するとともに、 外交ルートを通じた抗議 等、関係省庁が連携して 的確に対処しています。 (内閣官房、外務省、 経産省、国交省)</p>
<p>○平成 22 年 6 月に施行された 「排他的経済水域及び大陸棚 の保全及び利用の促進のため の低潮線の保全及び拠点施設 の整備等に関する法律」(以下 「低潮線保全法」という。)に 基づき指定された、低潮線保 全区域(排他的経済水域等の 限界を画する基礎となる低 潮線の保全が必要な海域) について、区域内の海底の掘 削等の行為規制の実施、低 潮線保全区域における行為 規制を周知するための看板 の設置、衛星画像や防災ヘ リコプター等を活用し、低 潮線及びその周辺状況の人 為的な損壊や自然侵食等の 状況調査・巡視等を実施 しました。これまでのところ、 低潮線保全区域内における 制限行為及び</p>	<p>○平成 22 年 6 月に施行された 「排他的経済水域及び大陸棚 の保全及び利用の促進のため の低潮線の保全及び拠点施設 の整備等に関する法律」(以下 「低潮線保全法」という。)に 基づき指定された、低潮線保 全区域(排他的経済水域等の 限界を画する基礎となる低 潮線の保全が必要な海域) について、区域内の海底の掘 削等の行為規制の実施、低 潮線保全区域における行為 規制を周知するための看板 の設置、衛星画像や防災ヘ リコプター等を活用し、低 潮線及びその周辺状況の人 為的な損壊や自然侵食等の 状況調査・巡視等を実施 しました。平成 26 年度末 時点で、噴火活動状況を 調査中の西之島を除</p>	<p>○平成 22 年 6 月に施行された 「排他的経済水域及び大陸棚 の保全及び利用の促進のため の低潮線の保全及び拠点施設 の整備等に関する法律」(以下 「低潮線保全法」という。)に 基づき指定された、低潮線保 全区域(排他的経済水域等の 限界を画する基礎となる低 潮線の保全が必要な海域) について、区域内の海底の掘 削等の行為規制の実施、低 潮線保全区域における行為 規制を周知するための看板 の設置、衛星画像や防災ヘ リコプター等を活用し、低 潮線及びその周辺状況の人 為的な損壊や自然侵食等の 状況調査・巡視等を実施 しました。平成 27 年 3 月 末時点で、噴火活動状況を 調査中の西之島を</p>	<p>○平成 22 年 6 月に施行された 「排他的経済水域及び大陸棚 の保全及び利用の促進のため の低潮線の保全及び拠点施設 の整備等に関する法律」(以下 「低潮線保全法」という。)に 基づき指定された、低潮線保 全区域(排他的経済水域等の 限界を画する基礎となる低 潮線の保全が必要な海域) について、区域内の海底の掘 削等の行為規制の実施、低 潮線保全区域における行為 規制を周知するための看板 の設置、衛星画像や防災ヘ リコプター等を活用し、低 潮線及びその周辺状況の人 為的な損壊や自然侵食等の 状況調査・巡視等を実施 しました。現時点で、噴火 活動のあった西之島を除 き、低潮線保全区域内にお ける制限行為及び</p>

地形変化は確認されておりません。	き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)	除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)	地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)
		(2) 排他的経済水域等の有効な利用等の推進	(2) 排他的経済水域等の有効な利用等の推進
		○海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、前年度から引き続き平成 27 年度も「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム (PT)」を設置しました。同 PT では、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法制度について検討を行い、海域利用の促進等に関する報告を参与会議に行いました。これを受け、参与会議は、他 PT からの報告も含めた意見書をとりまとめ、平成 28 年 3 月、総合海洋政策本部に同意見書を提出しました。(内閣官房)	○海洋基本計画を受けて、海洋政策本部参与会議は、平成 26 年度及び 27 年度に引き続き平成 28 年度も「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム (PT)」を設置し、我が国が海洋立国として海洋の権益をいかに確保していくべきかとの観点から、漁業(生物資源の保存管理)、資源開発(非生物資源の探査・開発)等の海洋における具体的な活動に焦点を当てつつ検討を行い、報告を参与会議に行いました。これを受け、参与会議は、他 PT からの報告も含めた意見書をとりまとめ、平成 29 年 3 月に、総合海洋政策本部に同意見書を提出しました。(内閣官房)
(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備	(2) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備	(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備	(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備
○平成 25 年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は 15 件あり、海上保安庁では、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。	○平成 26 年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は 15 件あり、海上保安庁の、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。(外務省、国交省)		
	○低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手)を進めています。(国交省)	○低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手)するとともに、国による管理体制の構築を図っています。(国交省)	○低潮線保全法に基づき、特定離島(沖ノ鳥島及び南鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手)するとともに、国による港湾の管理を実施しています。(国交省)
○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施しました。	○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。(国交省)	○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。(国交省)	○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。(国交省)

<p>○新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、特に重要と考えられる個別施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組について集中的に評価・検討するため、参与会議の下にプロジェクトチーム（PT）を設置することとしました。これを受けて、平成 25 年 9 月、「EEZ 等の海域管理のあり方」PT を設置し、包括的な法整備のあり方を含め、EEZ 等の管理のあり方に関する方針の具体的な内容等について検討を行いました。</p>	<p>○平成 26 年 7 月、総合海洋政策本部参与会議の下に「海域の利用の促進等の在り方」PT を設置し、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法制度について検討を行いました。（内閣官房）</p>		
<p>○海洋産業の振興のため、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成 26 年 6 月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめました。</p>	<p>○海洋産業の振興のため、平成 26 年 3 月、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣（当時）をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成 26 年 6 月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめました。（内閣官房）</p>		

「5 海洋の安全の確保」に関する年次報告における記述

【平成 26 年度】	【平成 27 年度】	【平成 28 年度】	【平成 29 年度】
<p>（1）海洋の安全保障や治安の確保</p>	<p>（1）海洋の安全保障や治安の確保</p>	<p>（1）海洋の安全保障や治安の確保</p>	<p>（1）海洋の安全保障や治安の確保</p>
<p>○海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降、それを口実として尖閣諸島周辺海域では中国公船による領海侵入が繰り返されるようになってきました。海上保安庁では、中国公船が領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。</p>	<p>○海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降、それを口実として尖閣諸島周辺海域では中国公船による領海侵入が繰り返されるようになってきました。海上保安庁では、中国公船が領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。（国交省、外務省）</p>	<p>○平成 24 年 9 月以降、尖閣諸島周辺海域では中国公船が荒天の日を除き、ほぼ毎日接続水域に入域するようになり、最近でも毎月 3 回程度の頻度で領海侵入を繰り返しています。さらに、平成 27 年 12 月以降は外観上、明らかに機関砲を搭載した中国公船による接続水域への入域、領海侵入も確認されています。海上保安庁では、中国公船に対して領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。（国交省、外務省）</p>	<p>○平成 24 年 9 月以降、尖閣諸島周辺海域では中国公船が荒天の日を除き、ほぼ毎日接続水域で確認されており、最近では毎月 3 回程度の頻度で領海侵入を繰り返しています。さらに、平成 28 年 8 月には、多数の中国漁船が尖閣諸島周辺の接続水域内で操業する中、中国漁船に引き続く形で中国公船が領海侵入を繰り返す事案が発生しました。海上保安庁では、中国公船に対して領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。（国交省、外務省）</p>
		<p>○海上保安庁において、尖閣領海警備専従体制を構築するなど、必要な体制を整備しているところです。（国交省）</p>	<p>○海上保安庁では、平成 28 年 12 月の海上保安体制強化に関する関係閣僚会議で決定された「海上保安体制強化に関する方針」の下、戦略的海上保安体制を構築し、引き続き領海警備や外国漁船の取締り、我が国周辺海域の監視、海洋権益確保のための海洋調査等に万全を期します。（国交省）</p>

	<p>○平成 26 年 9 月中旬以降、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域において宝石サンゴを狙う中国船が確認され、水産庁、海上保安庁及び東京都が連携して違法操業の取締りを実施するとともに、外国漁船が我が国の領海及び排他的経済水域内で違法に操業した場合の罰則について最高額を 3,000 万円に引き上げる等、法制面でも対策を強化しています。宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降は小笠原諸島周辺海域等の領海内で確認されていませんが、引き続き警戒を緩めることなく対応していきます。 (第 1 部 4 参照) (国交省、農水省、外務省)</p>	<p>○平成 26 年、小笠原諸島周辺海域において多数確認された宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降、同海域では確認されていませんが、その後も、九州西方の排他的経済水域において検挙事案が発生するなど、依然として予断を許さない状況であることから、引き続き関係省庁が連携し、警戒を緩めることなく厳正な監視取締りを行っているほか、外交ルートや日中漁業共同委員会等の場を通じて累次中国側への申し入れを行っています。 (国交省、農水省、外務省)</p>	<p>○平成 26 年、小笠原諸島周辺海域において多数確認された宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降、同海域では確認されていませんが、その後も、九州西方の排他的経済水域において検挙事案が発生するなど、依然として予断を許さない状況であることから、引き続き関係省庁が連携し、警戒を緩めることなく厳正な監視取締りを行っているほか、外交ルートや日中漁業共同委員会等の場を通じて累次中国側への申し入れを行っています。 (国交省、農水省、外務省)</p>
<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しており、平成 25 年 9 月には、マレーシアに、平成 26 年 1 月にはインドに巡視船を派遣し、同国海上保安機関と連携訓練や海賊対策に係る意見交換等を実施したほか、平成 26 年 3 月にはスリランカに航空機を派遣し同国海上保安機関と海賊対策に係る意見交換等を実施しました。</p>	<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しています。 (国交省)</p>	<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しています。また、日本が作成を主導したアジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) に基づき設立された情報共有センターに事務局長及び事務局長補を継続して派遣してきており、平成 28 年 4 月には新たに黒木雅文事務局長が就任しました。 (国交省、外務省)</p>	<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣し、現地において連携訓練を行っています。また、日本が作成を主導したアジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) に基づき設立された情報共有センターに事務局長及び事務局長補を継続して派遣してきており、平成 28 年 4 月には新たに黒木雅文事務局長が就任しました。 (国交省、外務省)</p>
<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦 (海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官 8 名が同乗) 及び P-3C 哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動を行っており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っております。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦 (海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官 8 名が同乗) 及び P-3C 哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っています。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。 (国交省、防衛省)</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦 (海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官 8 名が同乗) 及び P-3C 哨戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っています。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで一切発生していません。 (国交省、防衛省)</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦 (海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官 8 名が同乗) 及び P-3C 哨戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しているほか、国土交通省では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っています。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで一切発生していません。 (国交省、防衛省)</p>

<p>○平成 24 年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成 26 年 7 月 18 日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第 7 条第 1 項に定める内閣総理大臣の承認（閣議決定）を受け、防衛大臣は平成 27 年 7 月 23 日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。</p>	<p>○平成 24 年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成 26 年 7 月 18 日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第 7 条第 1 項に定める内閣総理大臣の承認（閣議決定）を受け、防衛大臣は平成 27 年 7 月 23 日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。（国交省、防衛省、外務省）</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動や民間船舶の自衛措置といった国際社会による継続的な取組の成果により、平成 24 年以降減少傾向にあり、平成 27 年には初めて 0 件となりました。しかし、ソマリア国内の貧困といった海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域において、海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成 27 年 7 月 7 日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第 7 条第 1 項に定める内閣総理大臣の承認（閣議決定）を受け、防衛大臣は平成 28 年 7 月 23 日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。（国交省、防衛省、外務省）</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動や民間船舶の自衛措置といった国際社会による継続的な取組の成果により、平成 24 年以降減少傾向にあり、平成 27 年には初めて 0 件となり、平成 28 年は 2 件に留まるなど、近年低い水準で推移しています。しかし、ソマリア国内の貧困といった海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が引き続き存在している状況にあります。そのため、平成 28 年 11 月 1 日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第 7 条第 1 項に定める内閣総理大臣の承認（閣議決定）を受け、防衛大臣は平成 29 年 11 月 19 日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続するとともに、近年の直接護衛の所要の傾向を踏まえ、派遣する護衛艦の隻数を 2 隻から 1 隻にすることを決定しました。（国交省、防衛省、外務省）</p>
<p>○平成 25 年 12 月から派遣海賊対処行動水上部隊が、これまでの民間船舶の護衛に加え、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しています。また、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施しています。</p>	<p>○平成 25 年 12 月から派遣海賊対処行動水上部隊が、これまでの民間船舶の護衛に加え、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しています。また、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施し、平成 26 年 8 月からは海上自衛官を CTF151 司令部に派遣しています。（防衛省）</p>	<p>○派遣海賊対処行動水上部隊は、これまでの民間船舶の護衛に加え、平成 25 年 12 月から海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しており、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してソマリア沖・アデン湾の警戒監視飛行を実施し、平成 26 年 8 月からは海上自衛官を CTF151 司令部要員として派遣するとともに、平成 27 年 5 月末から同年 8 月末までの間、伊藤弘海将補を CTF151 司令官として派遣しました。（防衛省）</p>	<p>○派遣海賊対処行動水上部隊は、民間船舶の護衛のほか、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しており、派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してソマリア沖・アデン湾の警戒監視飛行を実施しています。また、平成 26 年 8 月以降、海上自衛官を CTF151 司令部要員として派遣しており、CTF151 司令官についても、自衛隊初の多国籍部隊司令官として、平成 27 年 5 月から同年 8 月まで海将補を派遣したほか、平成 29 年 3 月から 6 月までの間、2 回目の派遣をしました。（防衛省）</p>
<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、オマーン沖・アラビア海等の外洋に拡大したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月 30 日、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、運用を開始しました。</p>	<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、オマーン沖・アラビア海等の外洋に拡大したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、運用を開始しています。（国交省）</p>	<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、インド洋・アラビア海へと広域化したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、的確な運用に努めています。（国交省）</p>	<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、インド洋・アラビア海へと広域化したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備を実施することができませんでした。このことから、平成 25 年 11 月、海賊多発海域において、一定の要件を満たす特定日本船舶における民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、的確な運用に努めています。（国交省）</p>

<p>○海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。</p>	<p>○海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。(国交省)</p>	<p>○海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。(国交省)</p>	<p>○海上保安庁では、現下の厳しいテロ情勢を踏まえ、原子力発電所周辺海域での巡視船艇による常時配備、必要に応じた航空機による監視警戒の実施をはじめ、臨海部の警戒対象施設の巡視船艇・航空機による警戒監視、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策などのテロ対策に取り組んでいます。(国交省)</p>
			<p>○ソフトターゲットに対するテロ対策として、関係機関と関係業界とが一体となってテロ対策について検討を進める「海上・臨海部テロ対策に関するスタディ・グループ」を立ち上げ、平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた官民一体となったテロ対策を推進しています。(国交省)</p>
			<p>○平成 28 年 5 月の伊勢志摩サミットでは、巡視船艇最大約 100 隻を投入するなど、最大規模の警備体制で対応し、警察等関係機関との連携はもちろんのこと、地元三重県や志摩市、更には海事・漁業関係者との協力の下で大きな混乱もなく、海上警備を完遂しました。(国交省)</p>
<p>○平成 25 年 5 月には、ポーランド・ワルシャワにおいて、拡散に対する安全保障構想 (PSI) 創設 10 周年を記念するハイレベル政治会合 (HLP) が開催され、我が国の人員が参加しました。また、平成 30 年に我が国が訓練を主催することを見据え、かつ平成 26 年 8 月の米国主催 PSI 阻止訓練「FortuneGuard2014」において、我が国として可能な貢献を行うべく、計画会合へ積極的に参加しています。</p>	<p>○平成 26 年 5 月には、米国・ニューポートにおいて、拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家会合 (OEG) が開催され、我が国の人員が参加しました。同年 8 月には米国・ホノルルにおいて、米国主催 PSI 阻止訓練「FortuneGuard2014」において、我が国から艦船及び人員が参加しました。(外務省、警察庁、国交省、防衛省)</p>	<p>○平成 27 年 5 月にカナダ・オタワにおいて開催された拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家会合 (OEG)、同年 11 月にニュージーランド・ウェリントンにおいて開催されたニュージーランド主催 PSI 阻止机上訓練「MARU2015」、及び平成 28 年 1 月に米国・ワシントンにおいて開催された PSI 高級事務レベル会合に我が国の人員が参加しました。(外務省、警察庁、財務省、防衛省)</p>	<p>○大量破壊兵器等の拡散阻止を目的とする、拡散に対する安全保障構想 (PSI) に関し、平成 28 年 4 月に英国において開催された英国主催オペレーション専門家 (OEG) 会合及び同年 9 月にシンガポールにおいて開催されたシンガポール主催海上阻止訓練「DeepSabre 16」に我が国の人員が参加しました。(外務省、警察庁、財務省、防衛省、国交省)</p>
<p>(2) 海上交通における安全対策</p>	<p>(2) 海上交通における安全対策</p>	<p>(2) 海上交通における安全対策</p>	<p>(2) 海上交通における安全対策</p>
<p>○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、これらの業務を一元的に実施する運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図りました。</p>	<p>○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、これらの業務を一元的に実施する運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図りました。(国交省)</p>	<p>○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、海上運送法等の法令遵守を徹底するため、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、運航労務監理官及び船舶検査官が、一体となって訪船指導(立入検査)を実施することにより、指導監督の強化を図りました。(国交省)</p>	<p>○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、海上運送法等の法令遵守を徹底するため、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、運航労務監理官及び船舶検査官が、一体となって訪船指導(立入検査)を実施することにより、指導監督の強化を図りました。(国交省)</p>

		<p>○平成27年7月のフェリー「さんふらわあだいせつ」の火災事故を受けて、国土交通省は、火災・消防に関する専門家などから構成する「フェリー火災対策検討委員会」を開催し、あらかじめ事業者が消火活動の手順を検討するとともに、各乗組員が実戦的な訓練を積むための手引書を取りまとめました。平成28年度中を目途に、手引書を活用して、全国のフェリー事業者に対して火災対策の強化を指導します。(国交省)</p>	<p>○平成27年7月のフェリー「さんふらわあだいせつ」の火災事故を受けて、あらかじめ事業者が消火活動の手順を検討するとともに、各乗組員が実戦的な訓練を積むための手引書を取りまとめ公表しました。平成28年度は、全国で説明会等を開催するとともに、手引書を活用して、全国のフェリー事業者に対して火災対策の強化のための指導を行いました。(国交省)</p>
		<p>○小型船舶からの海中転落による毎年約80人の死者・行方不明者を減少させるため、国土交通省は検討委員会を開催し、平成29年の夏頃に、小型船舶におけるライフジャケットの着用義務範囲を拡大することを決めました。(国交省)</p>	<p>○小型船舶からの海中転落による毎年約80人の死者・行方不明者を減少させるため、平成30年2月1日から原則としてすべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用を義務付けることとし、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の改正を行いました。(国交省)</p>
		<p>○国際海事機関における船舶の安全基準策定に関する協議に参画し、天然ガス等を燃料とする船舶の安全基準等の整備を主導した他、平成25年6月の大型コンテナ船の折損事故を受けて新たな構造安全対策の提案を行いました。その他にも係船索の安全対策、安全航行に役立つ画面表示の統一化、船上クレーンの安全対策等についての議論を主導しています。また、新たな国際基準に対応した国内法令の整備を実施しました。(国交省)</p>	<p>○船舶の安全に関しては、国際海事機関(IMO)を中心に国際的な規則及び基準が定められており、我が国はIMOにおける議論に積極的に参画しております。平成28年11月に開催されたIMO会合においては、近年旅客フェリーの火災事故が多発していることが指摘され、今後IMOで旅客フェリーの火災安全に関する基準を見直すこととなり、我が国も国内の火災事例を踏まえた新しい火災対策を紹介するなどしていきます。また、平成29年1月には、極海特有の危険性を考慮した極海コード及び液化天然ガス(LNG)等の低引火点燃料を使用する船舶のための国際ガス燃料船コードの義務化等国際的な基準の改正に伴い、国内法令の整備を実施しました。(国交省)</p>
<p>○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。</p>	<p>○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)</p>	<p>○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)</p>	<p>○海上保安庁では、海難救助等に対する迅速かつ的確な対応を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水土、機動救難士を配置しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)</p>
<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。</p>	<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。(国交省)</p>	<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。(国交省)</p>	<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。(国交省)</p>

<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしています。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確認するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。</p>	<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしています。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確認するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)</p>	<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしており、平成 27 年 8 月には、その一環として、京浜港横浜区における管制機能の強化を行いました。また、この一元的な海上交通管制とあわせて、津波等の非常災害が発生した場合に海上保安庁長官が船舶に対して移動命令を発出する制度等を盛り込んだ「海上交通安全法等の一部を改正する法律」を第 190 回国会(常会)に提出しました。さらに、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確認するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)</p>	<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化等の整備を実施しているほか、非常災害発生時における船舶の迅速かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における渋滞の緩和と安全かつ効率的な運航の実現のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしており、レーダー等所要の施設整備を実施しています。また、平成 28 年 5 月には、津波等の非常災害が発生した場合に海上保安庁長官が船舶に対して移動命令を発出する制度等を盛り込んだ「海上交通安全法等の一部を改正する法律」が第 190 回国会(常会)において成立しました。さらに、災害発生時においても海上輸送ルートの安全確保を図るため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)</p>
	<p>○民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等を通じて海難防止思想の普及等を図るとともに、安全運航等に関する現場指導を行うなど、海難防止対策を推進しています。(国交省)</p>	<p>○民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等を通じて海難防止思想の普及等を図るとともに、安全運航等に関する現場指導を行うなど、海難防止対策を推進しています。(国交省)</p>	<p>○民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等の開催、船舶や遊泳者等に対する現場指導などを通じて海難防止思想の普及を図り、海難防止対策を推進しています。(国交省)</p>
<p>○船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。</p>	<p>○船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。(国交省)</p>	<p>○船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しています。(国交省)</p>	<p>○船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しています。(国交省)</p>
		<p>○「海の安全情報」として、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等において提供しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や避難勧告等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。(国交省)</p>	<p>○「海の安全情報」として、広く国民に対し、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等において提供しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や避難勧告等の緊急情報を電子メールで配信することで、海難を防止するための注意喚起・啓発を実施しています。また、平成 27 年に発生した海難死亡事故を受け、平成 28 年 8 月からは、新たに、「竜巻注意情報」等の情報の提供を開始し、一層の海難防止を図っています。(国交省)</p>
<p>○外国船舶の海難防止対策の一環として、英語で表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、交通ルールを英語で記載した我が国初のルーティングガイド</p>	<p>○外国人船員が乗る船舶の海難防止対策の一環として、英語で表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、交通ルールを英語で記載した我が国初のルーテ</p>	<p>○外国人船員が乗る船舶の海難防止対策の一環として、英語で表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、交通ルールを英語で記載した我が国初のルーテ</p>	<p>○外国人が運航する船員が乗る船舶の海難防止対策の一環として、英語のみで表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、法令やそれに対応する地理的位置関係</p>

	(伊勢湾)を平成27年3月5日に刊行しました。(国交省)	イングガイド(伊勢湾)を平成27年3月に、同年7月にはルーティングガイド(東京湾)、平成28年3月にはルーティングガイド(瀬戸内海)を刊行しました。(国交省)	を体系的に表示したマリナーズルーティングガイドを東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3海域を刊行しています。(国交省)
	○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、平成26年6月18日から、これらの文字情報を地図上に図示したビジュアル情報をインターネットで提供しています。(国交省)	○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報5としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、利用者が視覚的に容易に危険海域を把握できるよう、地図上に表示したビジュアル情報を提供しています。(国交省)	○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、利用者が視覚的に容易に危険海域を把握できるよう、地図上に表示したビジュアル情報を提供しています。(国交省)
○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、狭水道における潮流の観測体制の強化として、来島海峡にライブカメラ及び灯浮標に流速計を設置し潮流観測を行うとともに、潮流シミュレーションを作成しました。	○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、狭水道における潮流の情報提供体制を構築し、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。(国交省)	○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。(国交省)	○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。(国交省)
○SOLAS条約、MARPOL条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール(PSC)実施体制を確保するため、PSC官の増員を継続的に実施しています。	○SOLAS条約、MARPOL条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール(PSC)実施体制を確保するため、PSC官の増員を継続的に実施しています。(国交省)	○SOLAS条約、MARPOL条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たすために必要な、船舶検査及びポート・ステート・コントロール(PSC)実施体制を整備するとともに、船舶検査官、運航労務監理官及び外国船舶監督官の教育訓練等を実施しています。(国交省)	○SOLAS条約、MARPOL条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たすために必要な、船舶検査及びポート・ステート・コントロール(PSC)実施体制を整備するとともに、船舶検査官、運航労務監理官及び外国船舶監督官の教育訓練等を実施しています。(国交省)
(3) 海洋由来の自然災害への対応	(3) 海洋由来の自然災害への対応	(3) 海洋由来の自然災害への対応	(3) 海洋由来の自然災害への対応
○「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ巨大地震による津波高や浸水域等を推計し、津波による人的被害・建物被害の想定等を行い、平成25年5月、南海トラフ巨大地震への対策等を具体的に示した最終報告をとりまとめました。			
○また、平成26年3月には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を中央防災会議において決定し			

<p>ました。この計画では、南海トラフ地震防災対策の基本的な方針やそれに基づく基本的な施策、さらには各施策に係る具体目標及びその達成期間等について定めています。</p>			
<p>○設計外力を超えた津波に対し、津波が天端を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進しました。特に海岸堤防等については、「緑の防潮堤」をモデル的に整備しました。</p>	<p>○設計外力を超えた津波に対し、津波天端(てんば)を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進しました。平成26年6月に改正海岸法が成立し、施設と一体的に設置された根固工又は樹林(「緑の防潮堤」)等の「粘り強い構造」の堤防等を法律上明確に位置付けられ、一層の整備を推進しました。(国交省)</p>	<p>○平成26年6月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造(「緑の防潮堤」を含む)の海岸堤防、防波堤等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。(農水省、国交省)</p>	<p>○平成26年6月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造(「緑の防潮堤」を含む)の海岸堤防、防波堤等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。(農水省、国交省)</p>
<p>○海岸における水門・陸閘等については、平成25年4月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の改訂及び「水門・陸閘等の整備・管理のあり方(提言)」をとりまとめ、これらを踏まえ、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。</p>	<p>○海岸における水門・陸閘等については、平成25年4月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の改訂及び「水門・陸閘等の整備・管理のあり方(提言)」をとりまとめ、これらを踏まえ、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。平成26年6月に改正海岸法が成立し、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けられるとともに、現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルールの策定指針をとりまとめるなど、水門・陸閘等の効果的な管理運用を進めました。(第1部3参照)(国交省)</p>	<p>○海岸における水門・陸閘等については、平成26年6月に海岸法が改正され、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けられるとともに、現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルールの策定指針等を盛り込んで「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を平成27年4月に改訂し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。さらに、操作・退避ルールを現場操作員にまで確実に浸透させるための取組等について検討を進めました。(農水省、国交省)</p>	<p>○海岸における水門・陸閘等については、安全かつ、迅速・確実に現場操作員が操作・退避できるよう「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を平成28年4月に補訂しました。また、現場作業員の安全を確保し、確実に閉鎖等を行うため、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化を推進しました。(農水省、国交省)</p>
<p>○平成23年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうち上げ高予測システムの技術開発を推進しました。</p>	<p>○平成23年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうち上げ高予測システムの技術開発を推進しました。(国交省)</p>	<p>○平成23年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。(国交省)</p>	<p>○平成23年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行いました。(国交省)</p>
		<p>○平成27年5月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、高潮に係る水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定制度等を創設しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうち上げ高予測システム</p>	<p>○平成27年5月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、高潮浸水想定区域の指定を促進しました。(農水省、国交省)</p>

		の技術開発を推進しました。 (農水省、国交省)	
○巨大海底地震・津波への対応については、東南海地震の想定震源域に敷設した海底ネットワークシステムを運用するとともに、南海地震の想定震源域にもより広範囲に海底ネットワークシステムを構築するため、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施し、基幹ケーブルの一部敷設を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網の整備に向けて、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施するとともに、千葉県房総沖で海底ケーブルの敷設を行いました。地震・津波観測監視システム 2 期 (DONET2) の構築位置について、昨年度に実施した構築予定海域の事前調査結果により、海底ケーブル敷設ルートと観測点構築位置を決定し、その工事に着手しました。	○巨大海底地震・津波への対応については、南海トラフの巨大地震の想定震源域 (紀伊半島沖) に敷設した地震・津波観測監視システム (DONET1) を運用するとともに、同震源域 (紀伊水道沖) にもより広範囲に同システム (DONET2) を構築するため、基幹ケーブルの敷設を完了するとともに、一部観測機器の設置を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) の整備に向けて、千葉県房総沖に続いて、青森県沖、岩手県沖、宮城県北部沖で海底ケーブルと海底地震津波計の敷設を行いました。(文科省、国交省)	○海溝型巨大地震・津波への対応については、南海トラフ巨大地震の想定震源域 (紀伊半島沖) に敷設した地震・津波観測監視システム (DONET1) を運用するとともに、同じく想定震源域である潮岬沖から室戸岬沖への同システム (DONET2) の敷設を完了し、運用を開始しました。また、日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) の整備に向けて、千葉県房総沖、岩手県沖、青森県沖に続いて、茨城県沖、福島県沖、宮城県沖、北海道沖で海底ケーブルと海底地震計・津波計の敷設を行いました。加えて、これらの観測網から得られたデータの活用を進め緊急地震速報や津波観測情報の発表の迅速化等に取り組んでいます。(文科省、国交省)	○海溝型巨大地震・津波への対応については、南海トラフ巨大地震の想定震源域のうち、紀伊半島沖に敷設した地震・津波観測監視システム (DONET1) 及び潮岬沖から室戸岬沖に敷設した同システム (DONET2) を運用しています。また、日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) は、北海道沖から千葉県房総沖における海底ケーブルと海底地震計・津波計の敷設が完了し、運用を開始しました。これらの観測網から得られたデータは、S-net の海溝軸外側に敷設した部分を除き、津波警報等の更新や沖合の津波観測に関する情報の発表に活用しています。また、これらのデータを緊急地震速報の発表の迅速化に活用するための検討を進めています。(文科省、国交省)
○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。	○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。(国交省)	○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。(国交省)	○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。(国交省)
○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成 25 年 3 月 7 日から行っています。	○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成 25 年 3 月から行っています。(国交省)	○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報等の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報等を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報等の運用を平成 25 年 3 月から行っています。更に、沖合の津波観測資料から初期の水位分布を推定し沿岸の津波高を予測する新たな手法の導入に取り組んでいます。(国交省)	○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報等の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報等を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報等の運用を平成 25 年 3 月から行っています。更に、沖合の津波観測データから初期の水位分布を推定し沿岸の津波高を予測する新たな手法の導入に取り組んでいます。(国交省)

		○東日本大震災における大津波により多くの船舶被害等が発生したこと等を踏まえ、平成26年3月、津波避難マニュアルを作成するための手引きを作成し、船舶運航事業者における津波避難マニュアル作成を促進するため、必要な支援を行っています。(国交省)	○東日本大震災における大津波により発生した船舶被害等を踏まえ、船舶津波避難対策として、平成26年より事業者における船舶津波避難マニュアルの作成促進を行っております。中小規模事業者や外航船舶における津波避難対策促進のため平成28年7月に新たな様式「津波対応シート」、9月には同外国語版を公表しました。また、マニュアルに関する説明会等を行うとともに、策定したマニュアルに基づく訓練の実施、マニュアルの見直しについても指導する等、引き続き必要な支援を行っています。(国交省)
			○津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震および首都直下地震による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図を作成し提供しています。(国交省)

「10 離島の保全等」に関する年次報告における記述

【平成26年度】	【平成27年度】	【平成28年度】	【平成29年度】
(1) 離島の保全・管理	(1) 離島の保全・管理	(1) 離島の保全・管理	(1) 離島の保全・管理
○平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。	○<3(1)再掲>平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成26年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。(内閣官房、国交省)	○<第2部3(1)再掲>平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成27年3月末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。(内閣官房、国交省)	○<第2部3(1)再掲>平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。現時点で、噴火活動のあった西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていません。(内閣官房、国交省)
○低潮線保全法に基づき、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、特定離島港湾施設の建設を、南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手し、引き続き整備を実施しております。	○<3(2)再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着	○<第2部3(3)再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着	○<第2部3(3)再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島(沖ノ鳥島及び南鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着

	手)を進めています。(国交省)	に着手)するとともに、国による管理体制の構築を図っています。(国交省)	手)するとともに、国による港湾の管理を実施しています。(国交省)
○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等に対し、技術開発の意向を募集した。	○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定するとともに、技術開発実施基本計画を策定しました。(内閣官房、国交省)	○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定し、技術開発実施基本計画を策定し、平成27年度より現地における技術開発を開始しました。(内閣官房、国交省)	○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定し、技術開発実施基本計画を策定し、平成27年度から現地における技術開発を開始しました。(内閣官房、国交省)
○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施しました。	○<3(2)再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)	○<第2部3(2)再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)	○<第2部3(3)再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)
○平成21年12月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに国民の理解に資するため、地図・海図に名称の記載がない離島へ名称を付与する予定であり、これに向けた作業を進めました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。さらに、島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)については、国土地理院にて引き続き検討を行いました。	○平成21年12月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに国民の理解に資するため、平成26年8月1日、地図・海図に名称の記載がない158の離島へ名称を付与しました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。さらに、島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)については、国土地理院にて引き続き検討を行いました。(内閣官房、国交省)	○平成21年12月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、名称を付与し、保全・管理を適切に行いました。さらに、島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)の検討を行い、領海の外縁を根拠付ける離島に地理識別子を付与しました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。(内閣官房、国交省)	○「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成21年12月総合海洋政策本部決定、平成27年6月改定、平成28年7月改定。以下「離島の基本方針」という。)に基づき、平成28年7月に領海及び排他的経済水域を保全するうえで国境離島が果たす重要な役割や法令、予算といった基礎情報を掲載した国境離島WEBページを開設しました。(内閣官房)
○離島の保全・管理に資するため、ベヨネース列岩(東京都八丈支庁)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。(国交省)	○離島の保全・管理に資するため、南硫黄島(東京都小笠原村)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。(国交省)	○離島の保全・管理に資するため、銭洲(東京都神津島村)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。(国交省)	○離島の保全・管理に資するため、西之島(東京都小笠原村)、須美寿島(東京都)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。(国交省)
○色丹島、択捉島について、平成24、25年度に2万5千分1地形図47面の作成作業を行い、地理院地図(電子国土Web)で公開しました。2万5千分1地形図(印刷図)については、平成26年度の刊行を予定しています。	○色丹島、択捉島について、平成24、25年度に2万5千分1地形図47面の作成作業を行い、地理院地図(電子国土Web)で公開し、平成26年度に2万5千分1地形図(印刷図)を刊行しました。(国交省)		
○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖繩島北部地域において、マングースの捕獲による防除事業、小笠原諸島においてグリーンアノール等の捕獲による防除事業を継続して実施しま	○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖繩島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業を継続して実施しました。(環境省)	○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖繩島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業や、絶滅のおそれのある種の保護増殖事業を継続	○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖繩島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業や、絶滅のおそれのある種の保護増殖事業を継続して実施

<p>した。</p> <p>○いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、平成25年6月に、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を対象として、中間提言がとりまとめられました。また、引き続き、最終提言に向けた検討が行われています。</p>	<p>○いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、平成26年6月30日に、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を対象として、最終提言をとりまとめました。(内閣官房)</p>	<p>して実施しました。(環境省)</p> <p>○「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成21年12月総合海洋政策本部決定)から概ね5年が経過したこと、26年6月に「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」の最終提言がとりまとめられたこと等を踏まえて、27年6月に開催された第13回総合海洋政策本部会合において、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を決定しました。新たな基本方針では、我が国の領域保全や管轄海域の管理を行うための体制の強化や、国庫に帰属することが新たに判明した離島の土地の国有財産としての登録などが施策として追加されました。我が国の領海等の管轄海域の根拠となる離島の保全・管理の重要性に鑑み、関係省庁と連携を図りながら、諸施策の推進を図っています。(内閣官房等)</p>	<p>しました。(環境省)</p> <p>○離島の基本方針に基づき、我が国の領海基線を有する無人離島431島のうち、無主の離島273島について、国有財産としての登録等を進めて来たところです。この度、当該離島を所管することとなった省庁において、平成29年3月に、国有財産台帳への登載は終了し、不動産登記は、更に詳細な所在の確認が必要な離島を除き、登記の嘱託を終了しました。(内閣官房等)</p>
			<p>○平成28年4月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成28年法律第33号。)が議員立法で成立したことを受け、平成28年7月の第15回総合海洋政策本部会合にて、離島の基本方針を改訂しました。また、平成29年4月に有人国境離島法が施行され、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要となる特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関し、国費50億円の新たな交付金等、関連施策の予算の執行により、関係都道府県等が実施する航路・航空路の住民運賃の低廉化等の取組を支援しています。(内閣官房等)</p>
<p>(2) 離島の振興</p> <p>○平成25年度には、新たに離島におけるソフト事業を国が支援し、雇用の拡大や交流人口の増加等にもつなげる離島のさらなる自立的発展を促進するための制度として、離島活性化交付金事業を創設し、雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進及び安全・安心な定住条件の整備強化の取組等を支援しました。また、離島流通効率化事業を通じて、離島の流通効率化に効果のある施設の整備又は機材の導入に対して支援を行いました。</p>	<p>(2) 離島の振興</p> <p>○平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)</p>	<p>(2) 離島の振興</p> <p>○平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)</p>	<p>(2) 離島の振興</p> <p>○平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)</p>

<p>○平成 26 年 3 月に奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法が 5 年間延長されるとともに、法の目的に「定住の促進」の追加、地域の自主的な取組を支援するための交付金（奄美群島）及び産業振興促進計画認定制度の創設を行いました。（※）</p>	<p>○平成 26 年 5 月 7 日に奄美群島振興開発基本方針、同年 5 月 28 日に小笠原諸島振興開発基本方針を策定し、それぞれの地域における振興開発の意義及び方向を示すとともに、航路・航空路運賃通減事業（奄美群島）、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備（小笠原諸島）等、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。（国交省）</p>	<p>○平成 26 年度に策定した奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針に示された各地域における振興開発の意義及び方向に基づき、航路・航空路運賃通減事業（奄美群島）、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備（小笠原諸島）など、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。（国交省）</p>	<p>○平成 26 年度に策定した奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針に示された各地域における振興開発の意義及び方向に基づき、航路・航空路運賃軽減事業（奄美群島）、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備（小笠原諸島）など、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。（国交省）</p>
<p>○平成 25 年 11 月に「アイランダー 2013」（全国の島々が集まる祭典）として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。</p>	<p>○平成 26 年 11 月に「アイランダー 2014」（全国の島々が集まる祭典）として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。（国交省）</p>	<p>○平成 27 年 11 月に「アイランダー 2015」（全国の島々が集まる祭典）として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。（国交省）</p>	<p>○平成 28 年 11 月に「アイランダー 2016」（全国の島々が集まる祭典）として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。（国交省）</p>
		<p>○平成 28 年 3 月に東京にて「しまっちゃんぐ 2016」として、離島と企業を集め、特産品の販路拡大や新商品開発等に関する商談・交流会を開催し、離島と島外の企業等をつなぐ「マッチング」の場を提供、離島の活性化につなげる取組を行いました。（国交省）</p>	<p>○離島と島外の企業等をつなぐ「マッチング」の場を提供し、離島の活性化につなげる「しまっちゃんぐ」の取組を行いました。平成 28 年 10 月に東京にて開催した「しまっちゃんぐ 2016（秋）」では 12 の離島地域と企業等が参加し、新商品開発や観光振興などについて商談・交流会を実施しました。（国交省）</p>
<p>○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。</p>	<p>○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。（国交省）</p>	<p>○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。（国交省）</p>	<p>○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。（国交省）</p>
<p>○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。</p>	<p>○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。（国交省）</p>	<p>○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。（国交省）</p>	<p>○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。（国交省）</p>
<p>○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、平成 25 年度補正予算にて海底光ファイバ等の敷設を支援しました。</p>	<p>○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、平成 25 年度補正予算にて海底光ファイバ等の敷設を引き続き支援しました。（総務省）</p>	<p>○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、地方公共団体による海底光ファイバ等の敷設の支援について、平成 27 年度補正予算に計上しました。（総務省）</p>	<p>○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、地方公共団体による海底光ファイバ等の敷設の支援を実施しました（平成 27 年度補正予算）。また、離島における高度移動通信システム構築のために、地方公共団体が海底光ファイバ等の整備を行う場合の支援を平成 29 年度より実施します（平成 29 年度当初予算）。（総務省）</p>

※：「平成 26 年 3 月に奄美群島～」は「○平成 25 年 11 月に「アイランダー 2013」～」の後段に記載されていたが、比較検討の関係上、「○平成 25 年 11 月に「アイランダー 2013」～」の前段に移動している。

このように、第 2 期海洋基本計画の策定後も海洋安全保障に関する取り組みは、各省庁において、改善の余地あるいは実施スピードの差異はあるものの、精力的に実施されている。これらの取り組みについて、海洋政策に精通した有識者がどのように評価したのかについて、以下で概観する。

3. 第 2 期海洋基本計画の評価

3-1. 評価作業報告の意義

前述のように、第 2 期海洋基本計画が閣議決定された 2013 年 4 月に先立ち、官民間わず、さまざまな組織あるいは有識者から第 1 期海洋基本計画における取り組みの評価やそれを踏まえた第 2 期海洋基本計画の策定に向けた政策提言や研究報告が発表された。一方、現在策定が進められている第 3 期海洋基本計画について、その基礎的作業である第 2 期海洋基本計画の評価が十分に行われているとは言い難いのが実情である。

しかしながら、本稿冒頭で述べたように、海洋基本法は、「政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。」（第 16 条第 1 項）ことを規定するとともに、「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。」（第 16 条第 5 項）と規定し、この規定に基づき、2011 年 12 月から検討作業が始まり、2013 年 4 月には初めての改訂が行われ、第 2 期海洋基本計画が閣議決定されている。そのため、その改訂作業の基礎的な知見である第 2 期海洋基本計画に基づく取り組みの評価を得ることは、第 2 期海洋基本計画の策定において必須である。

3-2. 評価作業報告の概要

前述のような背景を踏まえ、第 3 期海洋基本計画の策定に学術的な貢献を行うべく、笹川平和財団海洋政策研究所は、最初の改訂の時期を踏まえ、2018 年春頃に 2 回目の改訂が行われることを想定し、笹川平和財団海洋政策研究所が設置している総合的海洋政策研究委員会の助言と指導の下、その改訂作業における基礎的作業となり得る第 2 期海洋基本計画の評価に係るアンケート調査を 2017 年 1 月に実施した³。

※第 2 期海洋基本計画評価アンケート調査（概要）

①時期・対象：評価作業は以下の要領で実施した。なお、送付した調査票等については、本資料別紙（第 2 期海洋基本計画評価シート）を参照されたい。

実施時期：2017 年 1 月 13 日（金）発送、同年 1 月 31 日（火）締切

³ 本調査の詳細については、下記を参照されたい。笹川平和財団海洋政策研究所（2017 年 3 月）『2016 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 我が国における海洋政策の調査研究報告書』。また、本調査の概要については、下記を参照されたい。海洋政策研究所ブログ（2017 年 5 月）「海のジグソーピース No.30 <第 2 期海洋基本計画の評価作業>」（<http://blog.canpan.info/oprf/archive/1666>）。

調査対象：笹川平和財団海洋政策研究所主催研究委員会（ワーキンググループを含む）
委員（65名）

②**評価方法**：予備調査票、回答票、自由記入票および参考資料（平成28年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策）を配布し、以下の基準に従い、順次回答する方式を採用した（回答者の専門分野または関心分野についても併せて回答を求め、それ以外の設問に対しては、回答を求めないものとした）。なお、採点基準については、下記を参照されたい。

調査票採点基準

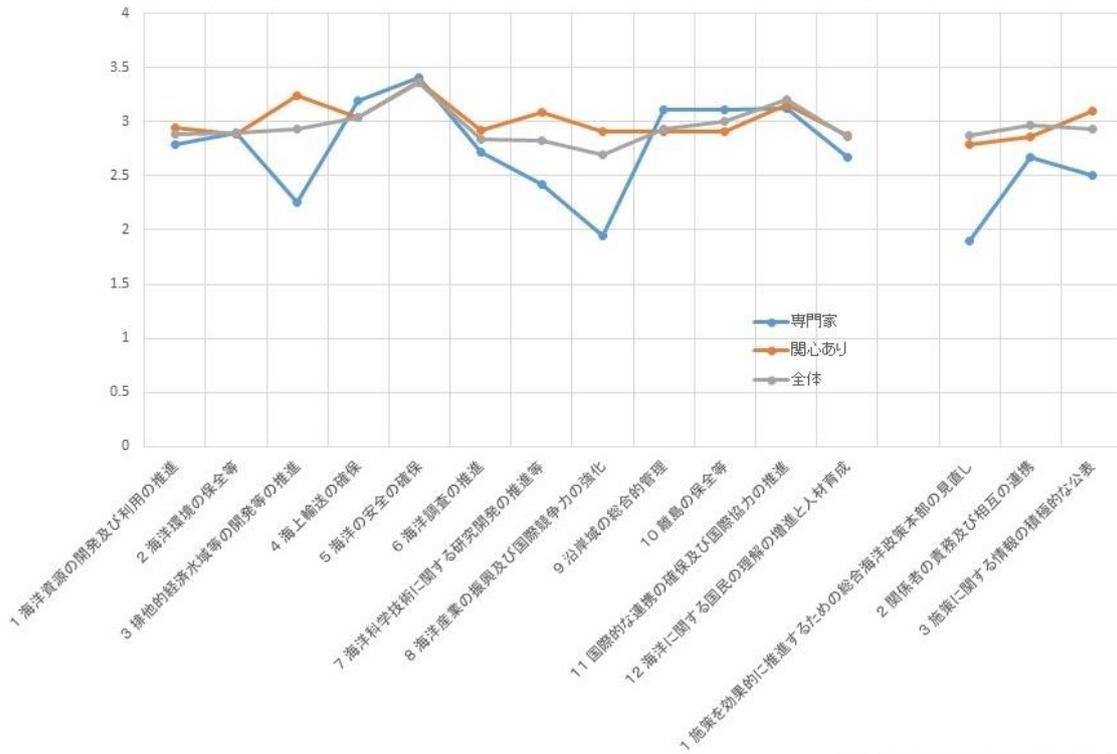
- 1：ほとんど取り組まれていない
- 2：あまり取り組まれていない
- 3：ある程度取り組まれている
- 4：十分取り組まれている

③**回収総数／回収率**：送付機関数および回答返送機関数（2017年3月2日現在）は下記を参照されたい。なお、全体の回収率は43.1%であった。

	送付機関数	回答返送総数	回答率 (%)
大学	41	15	36.6
研究所	15	9	60.0
報道機関	4	2	50.0
NGO等	5	2	40.0
合計	65	28	43.1

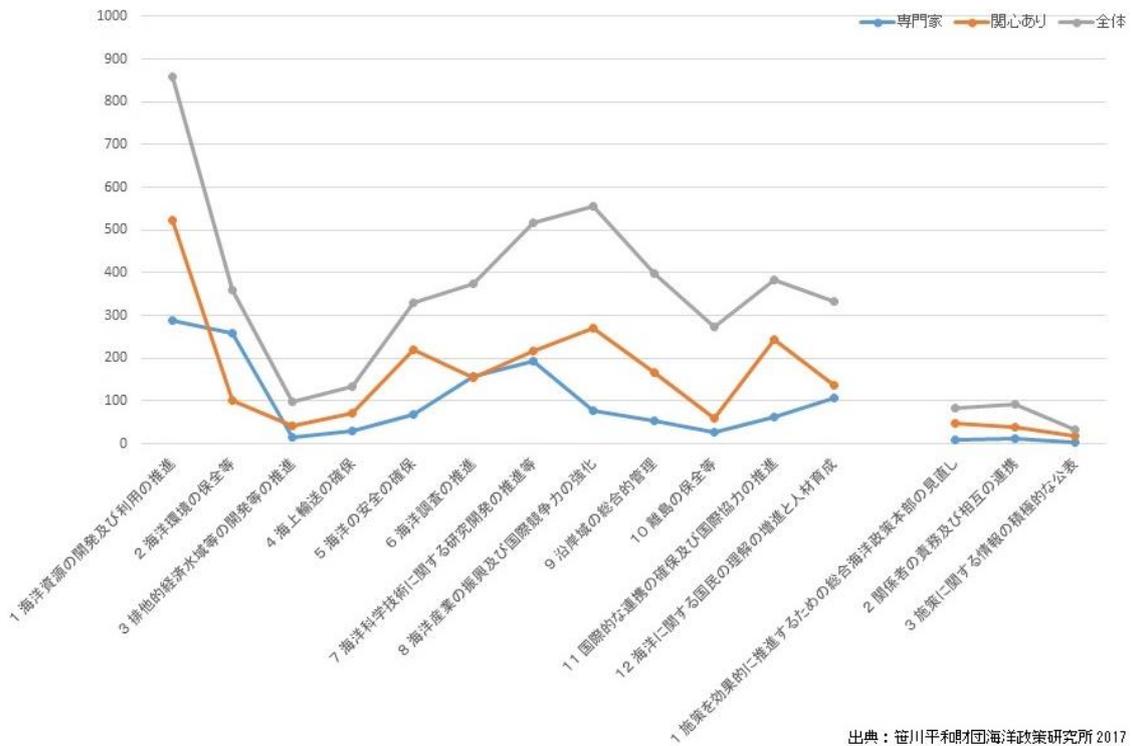
本調査においては、第2期海洋基本計画に規定されている12の基本的施策に対して、「専門家である」、「専門家ではないが関心がある」、「専門家ではなく関心もない」という予備的な質問を回答者に行っているが、この作業を加えることにより、回答者の属性毎の分析を可能としたことが大きな特徴である。この調査結果をグラフにしたものが下記「施策毎の評価」および「施策毎の回答数」である（【図1】および【図2】）。

【図1】 施策毎の評価



出典：笹川平和財団海洋政策研究所 2017

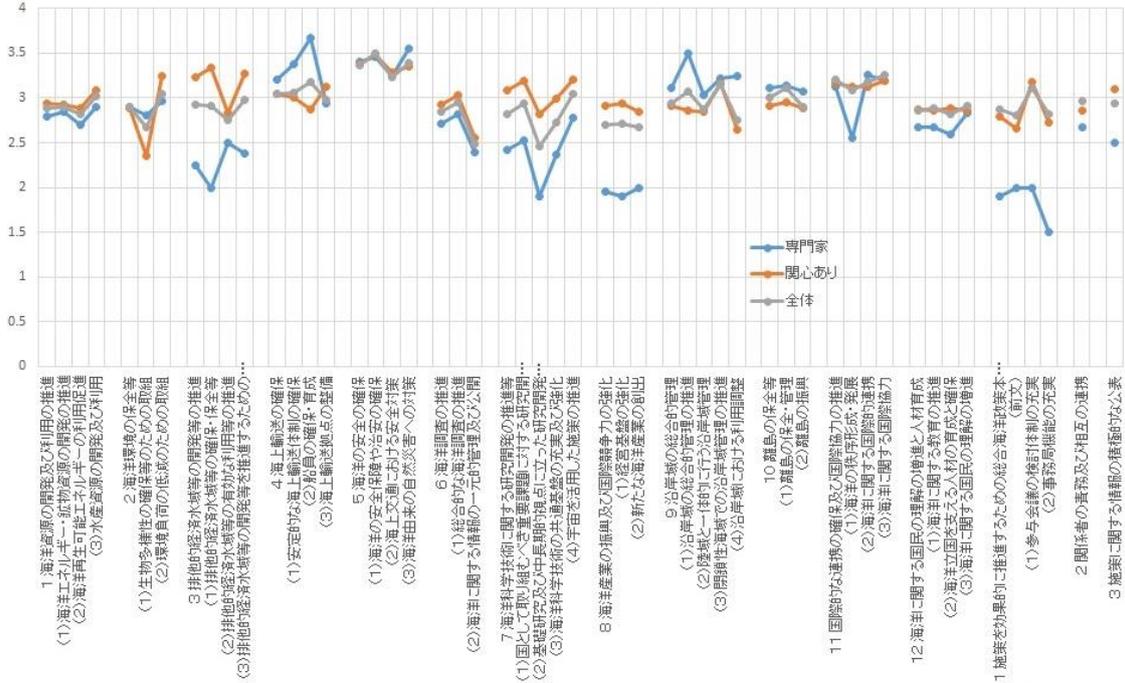
【図2】 施策毎の回答数



出典：笹川平和財団海洋政策研究所 2017

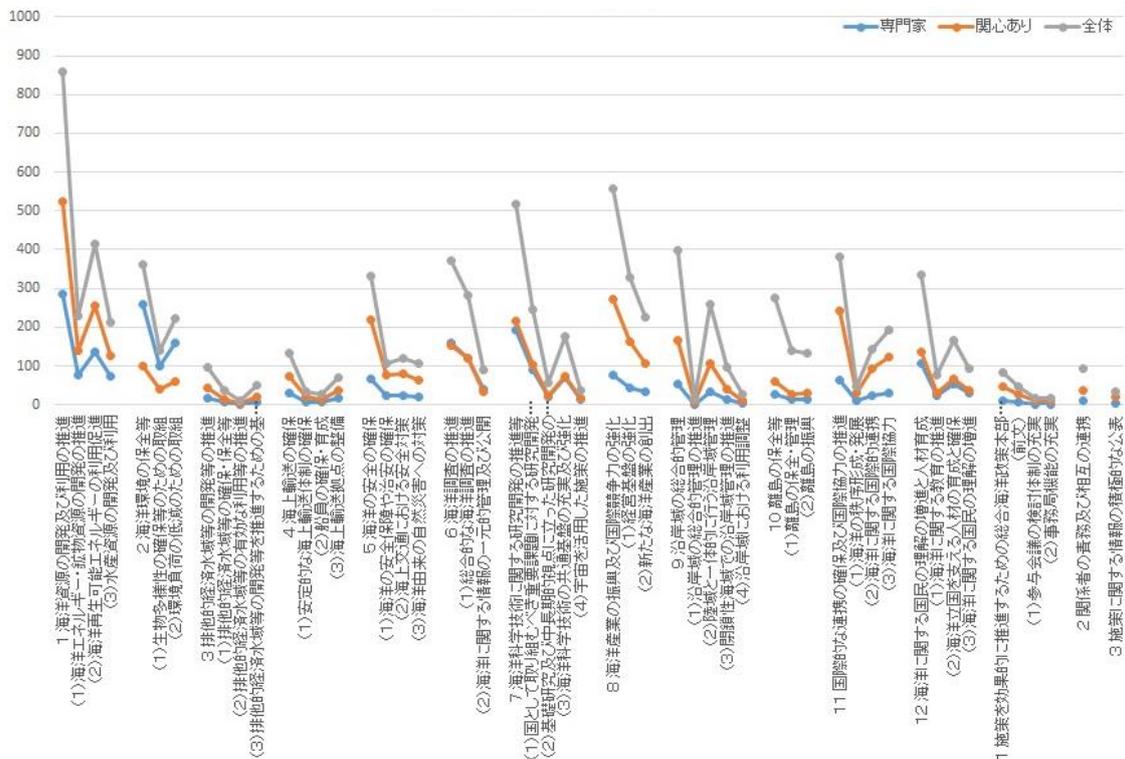
また、各施策において規定されている項目についても質問を行い、取りまとめたものが「施策項目毎の評価」および「施策項目毎の回答数」である（【図3】および【図4】）。

【図3】 施策項目毎の評価



出典：笹川平和財団海洋政策研究所 2017

【図4】 施策項目毎の回答数



出典：笹川平和財団海洋政策研究所 2017

3-3. 海洋安全保障に関する取り組みへの評価

【図 1】を見ると、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」に関する取り組みについて、関心がある有識者から高い評価を得ているが、「5 海洋の安全の確保」や「10 離島の保全等」に関する取り組みについて、専門家から高い評価を得ていることが明らかとなる。

この傾向のうち、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」に関しては、【表 2】を見ると明らかのように、大陸棚での資源開発やそれに関する周辺国との外交交渉、外国漁船による違法・無報告・無規制（IUU）漁業への対応などといったマスメディアで取り上げられやすい、或いは一般的に認知されやすい施策が多く、その結果として、関心のある有識者からの評価が高かったと考えられる⁴。

一方、「5 海洋の安全の確保」や「10 離島の保全等」については、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」と比較すると、一般的に認知されているとは言い難い施策が多い。これについて、同様の傾向が見られる「9 沿岸域の総合的管理」の評価結果に対し、「有識者調査で特に専門家からの評価点が高く、関心ある回答者から低い評価を得ていた施策について、実施事例が十分に認知されていないことが原因となっている可能性が示唆された。」という指摘が既になされていることを踏まえると、同様の理由であると考えられる⁵。

また、本調査においては、「第 2 期海洋基本計画評価作業報告（自由記述概要）」として、個々の設問に関する自由記述の概要が掲載されており、「5 海洋の安全の確保」については、「東アジア・東南アジア海域における対応や海賊・海上武装強盗に対する対応は着実に進められているが、Oil Line となるペルシア湾・インド洋での「有事」対応や予防的方策についての対応が不可欠。」や「いわゆる「グレーゾーン事態」におけるシームレスな対応のための海上安全保障のシステム構築が必要。」「北極問題について海上安全保障の観点で欠如している。」といった意見が、「10 離島の保全等」については、「遠隔離島について、「利用」（水産資源、海底鉱物資源開発）が前面に出ているが、「保全」を前面に出して、その上でその持続可能な利用をはかることが望ましい。」という意見がそれぞれ寄せられている。これらの回答を踏まえると、取り組みの背景や実態を把握している専門家は、厳しい指摘を寄せているものの、個々の施策を高く評価していると結論付けられる（「3 排他的経済水域等の開発等の推進」に関する記述は記載なし）。

4. おわりに

本稿は、現行の海洋基本計画（以下「第 2 期海洋基本計画」とする）が 2013 年 4 月の改訂からまもなく 5 年を迎え、海洋基本法に規定されている改訂時期が差し迫っていることを踏まえ、第 2 期海洋基本計画における海洋安全保障に関する取り組み状況を概観し、我

⁴ ただし、【図 2】を見ると明らかのように、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」と「5 海洋の安全の確保」や「10 離島の保全等」の回答数が大きく異なっていることも評価の数値に影響を与えた可能性として考慮する必要はある。

⁵ 古川恵太他（2017 年 7 月）「第 2 期海洋基本計画の評価から見えてきた沿岸域の総合的管理の推進に関する今後の課題」平成 29 年度日本沿岸域学会研究討論会講演原稿集。

が国における海洋安全保障の課題と今後の展望を考察することを目的として検討を行ってきた。

その結果、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」に関する取り組みについては、関心がある有識者から、「5 海洋の安全の確保」や「10 離島の保全等」に関する取り組みについては、専門家から高い評価を得ていることを明らかにし、その要因として個々の施策の認知度合いが挙げられることを指摘した。これらの知見を踏まえ、今後取り組むべき海洋安全保障に関する取り組みについて、若干の私見を述べたい。

2017年4月7日に開催された第16回総合海洋政策本部会合において、第3期海洋基本計画策定に向けての方向性が提示された。同会合においては、2017年3月30日に安倍晋三内閣総理大臣に手交された『総合海洋政策本部参与会議意見書』の内容を踏まえた検討が行われたが、安倍総理大臣より「本日、次期海洋基本計画の策定に向けた検討を始めることとしました。海洋基本法制定から10年がたちます。周辺海域での外国公船等の領海侵入など、我が国の海洋を巡る情勢は一層厳しさを増しています。我が国が海洋国家として、平和と安全、海洋権益を守り、開かれた安定した海洋を維持・発展させていくためには、時代や環境の変化に目を凝らしながら、固い決意をもって、長期的、体系的な対策を講じていかなければなりません。次期海洋基本計画では、海洋の安全保障を幅広く捉えて取上げ、領海警備、治安の確保、災害対策等の課題への取組を強化していきます。海上保安体制の強化はもとより、様々な脅威・リスクの早期察知に資する海洋状況把握（MDA）体制の確立や、国境離島の保全・管理に万全を期してまいります。エネルギー・資源の安定供給を確保するため、メタンハイドレートなどの海洋資源開発の商業化に向けて取り組むとともに、海洋環境の保全や人材育成等に取り組めます。各閣僚は、こうした課題について、連携して具体的な検討を進めてください。本日は、有人国境離島法に基づく基本方針を了承しました。各閣僚はこの方針に基づき、当該離島地域で転入が転出を上回るよう、連携して、効果的な施策を講じてください。」という意見が表明され⁶、第3期海洋基本計画において、海洋安全保障を重視することが明示された。

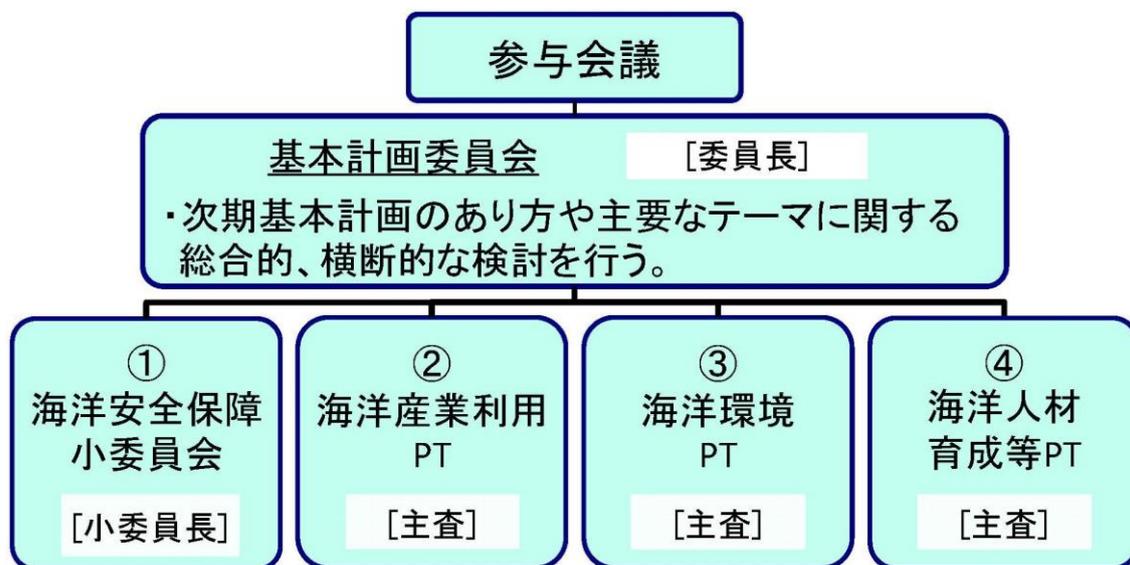
また、同会合で配布された資料1（次期海洋基本計画の策定について）の別添1（次期海洋基本計画の策定に当たっての基本的考え方について（総合海洋政策本部参与会議意見書概要））において、第3期海洋基本計画における主要テーマ案として、「海洋の安全保障（海洋に関する広義の安全保障）」や「海洋の産業利用の促進」、「海洋環境の維持・保全・海洋人材の育成等」、「その他（海洋観測、海洋科学技術、国際連携・国際協力、北極政策等）」が挙げられるとともに、第3期海洋基本計画の検討体制案も提示された【図5】⁷。

⁶ 首相官邸ウェブサイト (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kaisai.html>) (2017年7月31日検索)。

⁷ この検討体制案は同会合で承認され、この検討体制に基づき設置された各小委員会やPTでの検討結果については、2017年11月17日開催の第36回総合海洋政策本部参与会議に報告されている。首相官邸ウェブサイト

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai36/index.html>) (2017年11月17日

【図5】次期計画の検討体制案



出典：第16回総合海洋政策本部会合配布資料

そして、「次期計画策定に当たって考慮すべき事項（計画の構成、書き方等）」として、「海洋に親しみやすい内容を盛り込み、分かりやすい記述とする。計画の構成も、主要テーマに沿って、分かり易いものとする。」ことや「現行計画に関する評価を盛り込み、また、計画期間の5年を超えた例えば10年先といった長期的視点や、普遍的な理念・方向性にも留意する。」こと、「計画に定める施策については、具体的な目標を設定。」することが提示された。

このように、第3期海洋基本計画においては、海洋安全保障に重点を置くという方向性が提示されたが、その意味するところは、軍事的安全保障に代表される伝統的安全保障よりも非伝統的安全保障を重視するということであり、特に第3期海洋基本計画策定に向けた実務を担う総合海洋政策本部参加会議を構成する参与のうち、伝統的安全保障に精通した有識者が1名（古庄幸一元海上幕僚長）であることを踏まえると、この傾向は顕著である⁸。また、海洋安全保障の確立において、軍事的安全保障を第一義的に担う防衛省や自衛隊のより積極的な関与も重要な課題であるが、最新の『平成29年版防衛白書』においても、「5 海洋安全保障の確保に向けた取組（第3部第1章第2節）」や「3 アジア太平洋地域

検索）。

⁸ 2017年4月1日現在の総合海洋政策本部参与は下記の通り（古庄参与を除く）。宮原耕治一般社団法人日本経済団体連合会前副会長（参加会議座長）、高島正之横浜港埠頭株式会社顧問（参加会議座長代理）、浦環九州工業大学社会ロボット具現化センター長、兼原敦子上智大学法学部教授、佐藤慎司東京大学大学院教授、前田裕子国立研究開発法人海洋研究開発機構監事／京都府立医科大学特任教授、水本伸子株式会社IHI執行役員調達企画本部長、大和裕幸国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所理事長、鷺尾圭司国立研究開発法人水産研究・教育機構理事（水産大学校代表）、尾形武寿公益財団法人日本財団理事長（参加会議特別委員）。

における取組（第3部第2章第2節）」において言及されるのみで、各省庁による有機的な連携はまだまだ発展の余地があるというのが現状である。そして、朝鮮半島における政治情勢の変化をはじめとする、東アジア地域における安全保障環境の変容に対応することも急務である。

そのため、第3期海洋基本計画策定においては、非伝統的安全保障への対応のみならず、伝統的安全保障にも配慮することが我が国内外の情勢に確実に対応するためには必須である。これについて、海洋問題世界委員会（IWCO : Independent World Commission on the Oceans）副会長を務めたエリザベス M. ボルゲーゼ（Elisabeth Mann Borgese）が「国連海洋法条約と海軍は離婚した状態にある。健全な海軍力による貢献なくして海洋の平和はあり得ない」と海洋安全保障の重要性を指摘しているように⁹、この課題は第3期海洋基本計画に限った課題ではなく、我が国を含む世界の海洋政策の基盤である国連海洋法条約自体が孕んでいる重要な課題でもある。第3期海洋基本計画がこの重要な課題を解決するための処方箋或いは羅針盤となることを期待したい。

付記：本稿脱稿後の2017年12月18日に総合海洋政策本部参与会議より「第3期海洋基本計画策定に向けた総合海洋政策本部参与会議意見書」と題した意見書が提出された。本意見書においては、第3期海洋基本計画において「主要テーマとして取り上げる事項」として、「(1) 海洋の安全保障」を挙げるとともに、「時宜を得た主要テーマ及び継続的に重要性を持つテーマとして取り上げる事項」として、「離島の振興」や「排他的経済水域等の開発等」を挙げ、安全保障を重視した海洋基本計画とすべきであると主張されている。しかし、全体としては伝統的安全保障よりは非伝統的安全保障を重視すべきというこれまでの取り組みを発展させることに主眼を置いた内容となっているため、今後も海洋安全保障における伝統的安全保障のあり方については、検討を行う必要があると思料する。

⁹ 高井晋他（1998年6月）「海上防衛力の意義と新たな役割—オーシャンピース・キーピングとの関連で—」『防衛研究所紀要』第1巻第1号 106-129頁。